

みどり通信

第215号 2014. 10. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P5	● あとがき	P8
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P9



加茂市では、今年も9月20・21日に『小京都を楽しむ会 AKARIBA』が開催されました。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、10月6日のホームページ掲載のものからです。

『将軍の日・中期5カ年経営計画立案セミナー』とは 自社を一日かけて見つめる日・・・

問い合わせをいただきましたので、一昨日実施した『将軍の日・中期5カ年経営計画立案セミナー』を詳しく紹介させていただきます。

将軍の日とは、戦国時代の将軍が戦場から離れた陣営から戦局を見極めながら戦略を立てていたように、経営者も日常業務から離れて、自社を取り巻く経営環境を見つめ直し、会社としての今後の戦略を考える1日を過ごして頂く、中期経営計画立案セミナーです。

- 商品がなかなか売れない・・・。
- 注文が思うようにとれない・・・。
- 資金繰りが厳しい・・・。
- 経費がかさむ・・・。
- 社員がなかなか定着しない・・・。

悩みはつきないものです。

しかし、会社をなんとかしたい・・・という思いは誰しも思うもの。そこで、「これから5年先、会社はどうなっていたら理想ですか！！」とざっくばらんな質問をさせていただきます。

明日のこともわからないのに5年後はわかるはずはないと思いがちですが、『どうなっていたいかと描くこと』はできることの1つです。そのありがたい姿と現実のギャップを明確にすることが大事なのではないでしょうか。

大事なことは、将来を見据えること。そして経営計画書をつくることです。「計画なんかつくっても無駄」「絵に描いた餅」と思われる方が多くいらっしゃいます。

本当にそうでしょうか？

計画があるから、何をすべきかがわかり、

計画があるから、予定通りかどうか掴め、その原因も知ることができます。

計画があるからこそ、明るい未来を現実のものとするのではないのでしょうか！

そして、計画を実現するための手立てを打ち、成果を確認する。上手くいかなければ、また手立てを考える。

それを繰り返すことで、「自社の勝利の法則」が確立されます。不安や悩みから解放され、意思決定に自信が持てるようになります。

まずは、自らの手で、会社の未来像を創りませんか？

将軍の日は、理想の未来像を視考する（描く・見る・考える）お手伝いをする一日です。

その一日は、自社の将来のことだけをじっくり考える時間。電話や来客がまったく無い環境下で・・・。

一昨日も参加された社長様から、「本当に参加して良かった。不安が払拭しました。何をどうしたらいいか具体的に見えてきました。本当にありがとうございました・・・。」と、心から喜んでいただいた次第。

将軍の日の詳しい内容は、当事務所までお気軽にお問い合わせ下さい！！

今週も1社来社いただき実施させていただく予定です。

税理士 山 口 昇

自社を見つめなおす時間をつくりませんか？

日常業務から離れ自社をじっくり見つめなおす。

そこから、新たな経営が始まります・・・。

セミナーのポイント

- 自社の分析結果から5年後の会社の姿を考えます。
- 5年間の売上高や利益だけでなく、資金繰り（キャッシュフロー）まで確認できます。
- 売上・人事・設備投資あらゆるシミュレーションをサポートします。
- 夢や思いを具体的な数値にすることで、計画実現に向けたアクションプランが具体化でき、従業員の意思統一も図れます。

当事務所の中期経営計画立案セミナーは、通称「将軍の日」とも呼ばれ、経営者の方々の“夢”や“思い”を形にする実践的なセミナーです。
『利益の出る体質にするには？』『資金繰りや融資の問題』『後継者をどうするか・・・。』
経営者の悩みを解消し明るい未来へ進んでゆくための、“真の経営計画”を経営者の皆さんと共に作成します。

日 時： 開催日は下記までお問い合わせください。
※時間はいずれも9時30分～18時30分

会 場： 山口会計パートナーズ 2階 研修室

参加費： 50,000円（税別）1社2名様まで参加可
（3名様以上参加の場合は1名様につき2,000円追加になります）

主 催： 有限会社 エム・アイ・サービス
（住所）加茂市旭町15番30号 山口会計パートナーズ内
（TEL）0256-52-6869 （FAX）0256-52-1674

お申し込みは裏面に必要事項をご記入の上このままFAXにてお送りください。

税 務

ふるさと納税について

今回は、最近、何かと話題の「ふるさと納税」について、総務省のホームページの内容等を基にまとめてみました。

◇ふるさと納税の概要◇

○ふるさと納税とは

都道府県や市区町村に対する寄附を行った場合に、その「寄附金のうち、2,000円を超える部分」について、一定限度額まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されます。なお、寄附先の自治体は自分の「生まれ故郷」である必要はなく、ご自身の思い入れがある等、好きなところを選ぶことができます。

なお、所得税・住民税から寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

○控除額について

前述の通り、「寄附金額のうち 2,000 円を超える部分」のうち、一定額が控除されます。この額は、確定申告をされる方の所得の状況や、扶養親族の有無等、みなさん個人それぞれの状況によって異なりますので、同じ額を寄附したからと言っても他の人と同じ金額が控除されるわけではありません。

なお、総務省のホームページには、

- ・ 2,000 円を除いた全額が控除できる寄附金額の目安となる一覧表
- ・ 収入や寄附金額を入力すると、寄附金控除の額がいくらになるかのシミュレーション

がありますので、気になる方はぜひチェックしてみてくださいはいかがでしょうか。

○ふるさと納税の実績額

総務省のホームページ上に、個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」について、平成 21 年から平成 25 年の各年度毎の申告状況がとりまとめられています。

これによりますと、我が新潟県にお住まいの方で、平成 25 年度申告（平成 24 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に寄附金税額控除の適用を受けられた方は「1,011 人」で、寄附金額の総額は「約 1 億 1,366 万円」のことです。お一人あたり平均で約 11 万円の寄附をなさっている計算になります。

ちなみに、同様の計算で各都道府県の状態を見てみますと、一人あたりの寄附金額が一番多いのは福島県にお住まいの方で、約 25.5 万円、次いで多いのが青森県で、約 21.1 万円、以下、徳島県・約 19.7 万円、宮城県・約 17.4 万円、栃木県・16.5 万円と続きます。

◇ふるさと納税の手続きについて◇

○寄附の申込方法

寄附の申込方法については、各地方団体によって異なっていますので、詳細は、寄附をしたい地方団体のホームページを参照いただくか、直接その団体にお尋ね下さい。総務省のホームページ上にも、各地方団体のふるさと納税関連へのリンクが貼ってあります。

○寄附金控除の申告について

所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした年の翌年 3 月 15 日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。

申告にあたっては、「寄附金受領証明書」（寄附をした自治体が発行する領収書）が必要となります。

確定申告の作成・提出にあたっては、ご自身で申告される方は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用いただきますと、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、確定申告書を作成することが出来、便利です。

また、毎年私どもにご依頼いただいている場合には、忘れずに、寄附先の自治体発行の「寄附金受領証明書」をご準備いただきますよう、お願い致します。

また、住宅ローン控除を受けた等により所得税が 0 円になっていて、寄附金控除を住民税のみから控除を受ける方については、住民税の控除申告書をお住まいの市区町村に提出する必要があります。

詳細は、お住まいの市区町村にご確認下さい。

今回は、ふるさと納税についてまとめてみました。専用のポータルサイトから「特産品で選ぶ」「使い道で選ぶ」「地域で選ぶ」等、納税先の検索方法はかなり充実している印象を受けました。中には、寄附金額、税額控除額を考えると、こんなに充実した特産品をいただいているのだろうか？と思ってしまうくらいの特典をつけている自治体も見受けられました。

申告に際しての不明点は、遠慮無く担当スタッフにお問合せ下さい。

＜西丸 保幸＞

社会保険 Q&A



Q

退職しても出産手当金は受けられますか？

A

健康保険の給付は、被保険者である間に受けるのが原則ですが、公的保険であるため、一定の条件に該当した場合は、退職後にも受給することが可能です。

出産手当金の場合、受給条件は下記の2つです。

- ① 被保険者資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であったこと
(任意継続被保険者は除きます)
- ② 資格喪失した際に出産手当金を受給していること

「資格喪失した際に受給していること」と言っても、出産手当金を受ける権利があるという意味です。したがって、報酬が支払われていたため受給できない場合は、受給する権利はあり、支給が停止されている状態ですから、「受給していること」に該当します。結果、少なくとも資格喪失日の前日に、出産予定日以前42日以降であることが必要になり、被保険者として受けるはずであった期間、受けることができます。受けることができる金額は、被保険者であったときと同じです。

【出産手当金とは】

被保険者本人が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、妊娠判明の日から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、仕事を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。

また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

担当：渋谷洋子

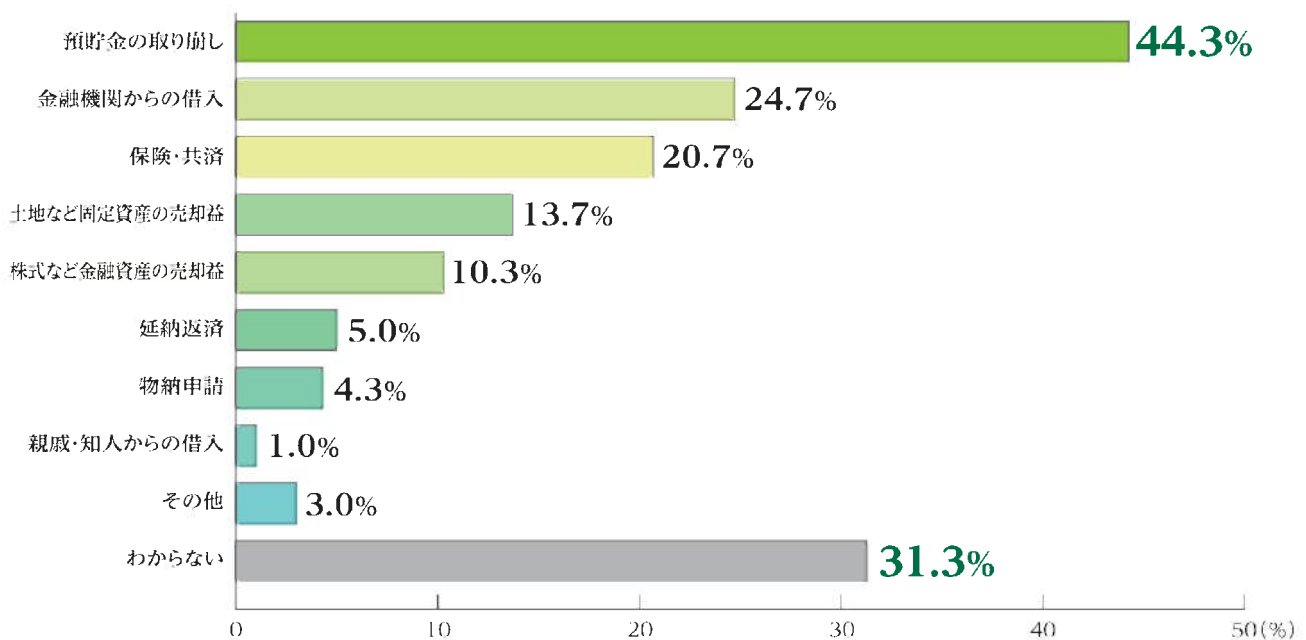
経営者のみなさま、 相続税支払資金は準備されていますか？

相続税は、自社株の評価額によっては、高額になることもあります。しかし、自社株の評価額を計算したことのない企業は、「平成24年企業経営と生命保険に関する調査」によると、全体の51.3%にもなります。

注：「わからない」と回答した人を除く。

事業承継における相続税支払資金の捻出方法としては、「預貯金の取り崩し」が最も多い一方で、「わからない」という回答も多く、相続税支払資金準備が十分ではない企業も多いようです。

◆事業承継した場合の相続税支払資金の捻出方法 調査時期：平成24年



注 複数回答。 調 セールズ手帖社保険FPS研究所「平成24年 企業経営と生命保険に関する調査」従業員11人～300人の企業の経営者および役員を対象



自社株の評価額によっては、相続税支払資金が預貯金などでは不足するケースもあります。また、預貯金などで充当できたとしても、運転資金が不足して経営が不安定になることも想定されます。

一度自社株の評価を行って、事業承継時に必要になる相続税額を計算してみてもいいかもしれません。

ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

<担当：西丸保幸>

傷 害 保 険

「普通傷害保険」

9月27日に発生した御嶽山の噴火により、多くの方々が負傷、死亡、あるいは心肺停止の状態となりました。心よりお見舞い申し上げます。

ところで、今回の事故では、普通傷害保険で保険金は支払われるのでしょうか？

●保険金が支払われる場合

- ①被保険者が日本国内または、国外において急激かつ偶然な外来事故によって、その身体に被った傷害に対して保険金が支払われます。
- ②上記①の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状が含まれます。

●保険金が支払われない場合

- ①次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害について、保険金は支払われません。
 - a)保険契約者、被保険者の故意、または重大な過失がある場合。
 - b)被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為。
 - c)被保険者が無資格運転、飲酒運転等により運転中に生じた事故。
 - d)被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。
 - e)戦争、暴動、地震、噴火、津波、放射線、放射能等
- ②原因がいかなる時でも、むちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないものについては、保険金が支払われません。
- ③被保険者が山岳登山(ヒッケル、アイゼン等の使用)、スカイダイビング等々の危険な運動（保険業法で定められている）をしている間に起きた事故によって被った傷害については、保険金は支払われません。

●保険金は支払われますか？ → **特約が必要です**

- ①天災危険補償特約……地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害が補償されます。
- ②遭難捜索費用補償特約……被保険者が日本国内において山岳登山の行程中に遭難した場合、その捜索、救出または移送に要した費用が補填されます。

※普通傷害保険などに、登山用に上記のような特約をつけた通称「山岳保険」があります。
登山中のケガや、遭難救助にかかった費用や入通院までの費用等を補償します。

担当：星野千香子

これからの研修

● 加茂まちなかゼミナール 加茂上町コミュニティセンター 10月 25日(土) 13:30 ～ 15:00

『来年1月1日から相続税が増税されます』
その相続・贈与、遺言などのお話

11月 8日(水) 13:30 ～ 15:00

● 原点の会 三条商工会議所 11月 6日(木) 9:00 ～ 11:30



あ と が き

夏の今年の夏はいろいろな初めての体験がありました。

- ・ 信濃川ウォーターシャトルに乗り信濃川から新潟の町並みを堪能する
- ・ 新潟祭りの花火を川から打ち上げているのを見、花火自体を見下ろして見た etc

そしていよいよ、10月になりました。

インフルエンザ予防接種の予約が始まります。

10月30日には27年の年賀ハガキ販売が始まります。

そして、年末調整に必要な生命保険料の控除証明書が届きました。

目の前には年末という文字がちらつき始めています。事務所でも、年末調整にむけて万全の計画を立て始めたところです。

まだまだ、と思っていましたが早め早めの準備を心がけ、すっきりとした気持ちで26年を終えることができるようにしたいと思います。

鶴 巻 博 子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



11 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

※ 1月に配布いたしました年間の営業カレンダーでは11月29日は営業日となっておりますが、休日に変更になっております。12月の変更につきましては、みどり通信12月号でお知らせいたします。

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp